

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市新規就農者経営発展支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援すると共に、地域計画の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援する。
補助事業者	独立・自営就農時年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しているもの（ほか、条件あり）
補助対象経費	国要綱等によるもの。
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業内容により上限が違うため、国要綱によるもの。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	県補助率：1/4 国補助率：県が支援する額の2倍
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	国要綱等によるもの。
	B 数値化不可 認定新規就農者または認定農業者が交付対象要件であり、相談を受けながら対応しているため数値目標は明記しない。 ○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 農業従事者の高齢化、後継者不足解消のため、新規就農者に対する資金及び技術指導等の支援により農業経営の確立が図られ、U・Iターンも含めた新規就農者の確保が期待できる。
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助事業の活用相談があった際、周知している。
事業担当	（担当部署） 農林水産部農業政策課農業企画係
	（電話番号） 0259-63-5117